

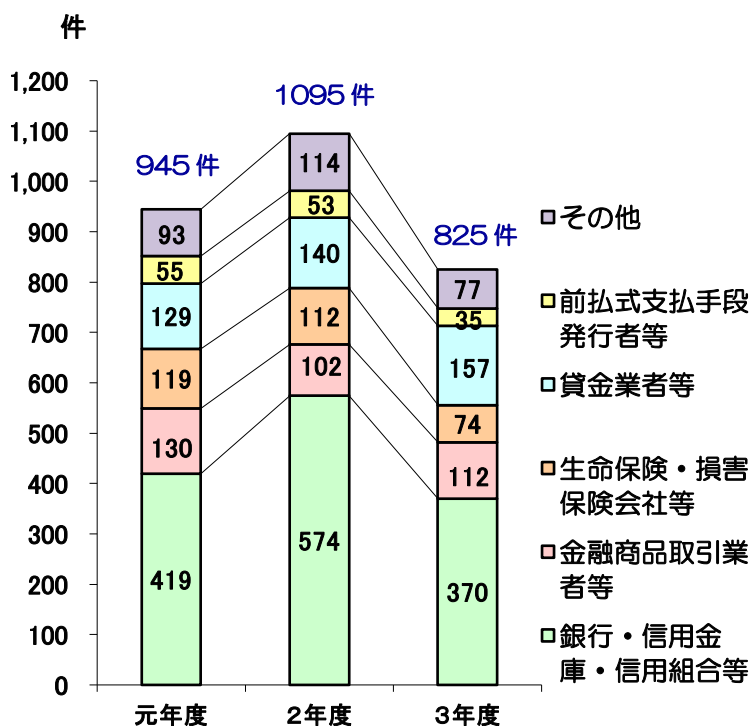
「きんざい金融ホットライン」の相談受付状況(令和3年度)

【 令和3年度(2021年4月～2022年3月)の受付状況について 】

- 令和3年度の受付件数は825件で、前年度(1095件)から270件の減少(前年度比▲24.7%)。
- 業態別では、「銀行、信用金庫、信用組合等」が、370件と受付件数の約半数近く(構成比44.8%)を占めているが、前年度からは、35.5%減少している。
- 次に業態別の上位は、「貸金業者等」157件(構成比19.0%)、「証券会社などの金融商品取引業者等」112件(構成比13.6%)と続いており、前年度からそれぞれ、12.1%、9.8%増加している。
- 「生命保険会社、損害保険会社等」は74件(構成比9.0%)、「前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等」は35件(構成比4.2%)となり、いずれも前年度から33.9%、34.0%減少している。
- 新型コロナウイルス関連の相談は、54件(うち「銀行、信用金庫、信用組合等」において35件)で、前年度281件から、227件の減少(前年度比▲81.0%)。

業態による区分	元年度			2年度			3年度		
	件数	構成比(%)	前年度比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)
銀行、信用金庫、信用組合等	419	44.3	14.5	574	52.4	37.0	370	44.8	▲35.5
証券会社など金融商品取引業者等	130	13.8	▲18.2	102	9.3	▲21.5	112	13.6	9.8
生命保険会社、損害保険会社等	119	12.6	0.0	112	10.2	▲5.9	74	9.0	▲33.9
貸金業者等	129	13.7	▲28.3	140	12.8	8.5	157	19.0	12.1
前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等	55	5.8	▲47.1	53	4.8	▲3.6	35	4.2	▲34.0
その他	93	9.8	32.9	114	10.4	22.6	77	9.3	▲32.5
合計(各業態に無登録業者等も含む)	945	100.0	▲5.3	1095	100.0	15.9	825	100.0	▲24.7

(注) 四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。



お寄せいただいた情報・相談等の活用

- きんざい金融ホットラインに寄せられた相談・情報は、検査・監督上の有益な情報として活用しています。
- 寄せられた相談・情報を、金融行政に活用させていただき、金融サービスの質の向上、利用者保護の推進、金融犯罪被害の防止に努めています。
- 不正に利用されている預金口座の情報を得た場合は、捜査当局及び金融機関に情報提供を行っています。

■ きんざい金融ホットライン ■

☎06-6949-6259
9時から12時・13時から17時
(土日・祝日除く)



■相談事例■ きんざい金融ホットライン (☎06-6949-6259) までお電話を！



SNSで知り合った女性に勧められて暗号資産を40万円分購入しました。この女性からさらに勧められて海外の投資会社「X」で運用することとなり、運用額が14,000ドルになったので出金しようとしたら30%の手数料が必要と言われました。怪しい業者ではないかと心配です。

⇒「暗号資産」の取引や暗号資産の交換と関連付けて投資を持ち掛けられたことをめぐるトラブルが多数発生しています。SNSやマッチングアプリで知りあった人から投資の勧誘を受けても、安易に投資しないように注意してください。日本の居住者に対して暗号資産交換業・金融商品取引業を行う場合は、金融庁・財務局に登録が必要になります。登録業者については、金融庁のHPに一覧が掲載されています。お問い合わせの業者名では、登録がありませんでしたので、無登録業者である可能性が高いと思われます。返金については弁護士にご相談を、また詐欺と思われる場合は警察にご相談下さい。



お金を借りたいので、インターネットで「後払いで現金、ツケ払い」で検索したら、デジタル絵画の商品代金後払い業者を見つけました。その業者にインターネットで個人情報などを入力して申し込むと、2万円の振り込みがあり、その後、給料日である25日にデジタル絵画の代金として、3万5千円を支払いました。これまで3回取引をしていますが、この業者は金融庁に登録していますか。

⇒形式的に商品の売買であっても実態的には貸金業に該当するおそれがあります。お問い合わせの業者名で登録はありませんでした。貸金業の登録を受けずに、貸金業を営む者は違法なヤミ金融業者です。警察への連絡をされていないのであれば、本人から相談してください。また、当局から、ヤミ金融情報として、警察・金融機関へ情報提供することもできます。

■18歳、19歳のあなたに伝えたい!! ~成年年齢引下げを踏まえて~

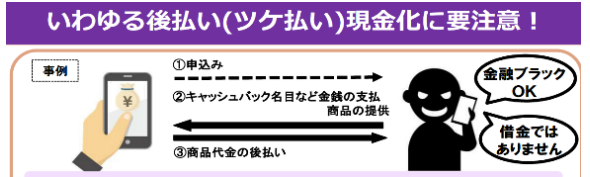
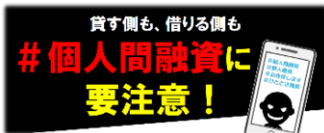
令和4年4月から、18歳で成年(成人)となりました。

自分ひとりで契約ができるようになり、色んな勧誘・誘惑に接する機会も増えるかもしれません。お金を借りることも、ひとりでできるようになりますが、借りすぎには要注意です。お金を借りる場合は無理のない返済が絶対条件です。払いきれない金利で借金はしないでください。また、複数の金融機関を比較・検討し、毎月の返済額や返済期間を必ず確認してください。そして何より、絶対に、絶対に、違法な高金利業者(ヤミ金融)は利用しないでください!

■ご注意ください

- ◆一人で悩まずに、身近な人や最寄りの警察署に相談してください!
- ◆振り込んでしまった場合は、すぐに振込先の金融機関・警察署に連絡を!

- ◆ 悪質な投資勧誘(未公開株等)にご注意!(複数の人物が登場する劇場型・公的機関装い型等)
- ◆ 振り込め詐欺にご注意!(オレオレ詐欺・架空請求・還付金等詐欺など)
- ◆ 「インターネットバンキング」を悪用した不正送金にご注意!
- ◆ 無登録の海外業者による勧誘にご注意!(バイナリーオプション・FX取引、暗号資産の交換)
- ◆ 違法なヤミ金融業者にご注意!(090金融・ソフトヤミ金融・登録詐称業者、後払い現金化、個人間融資、給与ファクタリングなど)



近畿財務局では、金融トラブル被害の注意喚起情報等をまとめたリーフレット「金融トラブルハンドブック」を作成しています。ご希望があれば無償で送付しますので、お気軽にお申し出ください。

(きんざい金融ホットライン ☎ 06-6949-6259)

■出前講座(無料)

近畿財務局では、市町村や地域コミュニティなどが開催する講演会などに職員を講師として派遣し、「金融の基礎知識」「金融トラブルに巻き込まれないために」等のテーマで出前講座をさせて頂いています。ご希望がありましたらお気軽にお申し出ください。

(財務広報相談室 ☎ 06-6949-6355)

